

## 各種認定窓口のご案内

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証認定の認定窓口は下記になります。  
認定書発行に伴う詳しい手続き等は、認定窓口にお問い合わせください。

**セーフティネット保証認定窓口**  
横浜メディア・ビジネスセンター7階  
横浜市中区太田町2丁目23番地  
お問合せ先 TEL 045-662-8931  
FAX 045-651-3518

**受付時間**  
8:45~11:00、13:00~16:00

**交通アクセス**  
JR関内駅北口から徒歩5分  
横浜市営地下鉄関内駅3番出口から徒歩5分  
みなとみらい線馬車道駅7番出口  
みなとみらい線日本大通り駅2番出口から徒歩5分  
※駐車場はございませんので、市役所の駐車場等をご利用ください。

※令和2年4月1日時点の情報です。最新の情報については横浜市ホームページでご確認ください。

## 融資制度の詳しい紹介・資格申告書等の書式

融資制度の詳しい紹介・資格申告書等の書式については、  
横浜市のホームページ、もしくは、横浜市信用保証協会の  
ホームページをご覧ください。

横浜市 コロナ 融資

横浜市信用保証協会 コロナ



## 信用保証に関するご相談

信用保証に関するご相談は、下記の相談窓口にお問い合わせください。

部署名	担当地区	電話番号	住所
本所(保証課)	中区/磯子区	045-662-6623	中区山下町22 山下町SSKビル10階
北部支所	港北区/緑区/青葉区/都筑区	045-470-5600	港北区新横浜 3-9-18 新横浜 TECHビルB館6階
西部支所	鶴見区/神奈川区/西区/ 保土ヶ谷区/旭区/瀬谷区	045-319-5335	西区北幸 1-6-1 横浜ファーストビル7階
南部支所	南区/金沢区/戸塚区/ 港南区/栄区/泉区	045-844-6621	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 資金繰り等に不安を抱える 中小企業・小規模事業者のみなさまを ご支援させていただく、保証制度のご案内

### 別枠保証

一般保証枠とは別枠で、  
**最大5億6,000万円**  
ご利用可能です。

※無担保は最大1億6,000万円が限度です。  
※要件により異なります。

### 信用保証料を全額助成

横浜市が信用保証料を  
**全額助成**します。

※一部ご負担いただく制度もございます。

### 低利・固定

**年0.8%~2.0%の**  
低利、固定金利で  
ご利用可能です。

※メニュー・借入期間により異なります。

### 融資期間は最大15年

**設備資金は最大15年**  
**運転資金は最大10年**で  
ご利用可能です。

※メニューにより一部異なります。



### 新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型）

	4号認定	一般枠の借換
融資の対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響に関して、セーフティネット保証4号の規定に基づく認定を受けた方。	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方。
資金使途	運転資金及び設備資金	
融資額	2億8,000万円以内（別枠）（注1、2）	2億8,000万円以内（一般枠）
融資利率	1年以内……………年0.8%以内 3年以内……………年1.2%以内 5年以内……………年1.4%以内	10年以内……………年1.6%以内 10年超……………年2.0%以内
融資期間	運転資金：10年以内 / 設備資金：15年以内（いずれも据置24か月以内を含みます）	
保証人・担保	保証人は、個人事業主の場合は原則不要とし、法人の場合は代表者以外の連帯保証人を原則不要とします。担保は必要に応じて条件となることがあります。	
保証料助成率	<b>全額助成</b> （横浜市による助成）	
添付資料	セーフティネット保証4号認定書	・資格申告書 ・最近1ヶ月の月別試算表（損益計算書）

### 新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）

	5号認定	
融資の対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、かつ、セーフティネット保証5号認定（※）を受けた方。 ※指定業種に属する事業を行っていて、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。	
資金使途	運転資金及び設備資金	
融資額	2億8,000万円以内（別枠）（注1、2）	
融資利率	1年以内……………年0.8%以内 3年以内……………年1.2%以内 5年以内……………年1.4%以内	10年以内……………年1.6%以内 10年超……………年2.0%以内
融資期間	運転資金：10年以内 / 設備資金：15年以内（いずれも据置24か月以内を含みます）	
保証人・担保	保証人は、個人事業主の場合は原則不要とし、法人の場合は代表者以外の連帯保証人を原則不要とします。担保は必要に応じて条件となることがあります。	
保証料率（助成後）	<b>0.375%（割引・助成後）</b> （注3） 当協会が保証料を0.1%割引後、横浜市が保証料を1/2助成	
添付資料	・セーフティネット保証5号認定書 ・資格申告書	

### 新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上15%以上減少型・別枠プラス）

	危機関連認定	一般枠の借換
融資の対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じていることについて、中小企業信用保険法第2条第6項の規定（危機関連保証）に基づく認定を受けた中小企業者の方。	新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じ、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者の方。
資金使途	運転資金及び設備資金	
融資額	2億8,000万円以内（別枠）（注2）	2億8,000万円以内（一般枠）
融資利率	1年以内……………年0.8%以内 3年以内……………年1.2%以内	5年以内……………年1.4%以内 5年超……………年1.6%以内
融資期間	運転資金：10年以内 / 設備資金：10年以内（いずれも据置24か月以内を含みます）	
保証人・担保	保証人は、個人事業主の場合は原則不要とし、法人の場合は代表者以外の連帯保証人を原則不要とします。担保は必要に応じて条件となることがあります。	
保証料助成率	<b>全額助成</b> （横浜市による助成）	
添付資料	危機関連保証認定書	・資格申告書 ・最近1ヶ月の月別試算表（損益計算書）

### 経済変動対応資金（新型コロナウイルス）

融資の対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の純売上高または売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方。																				
資金使途	運転資金及び設備資金																				
融資額	8,000万円以内																				
融資利率	1年以内……………年0.9%以内 3年以内……………年1.2%以内																				
融資期間	5年以内……………年1.4%以内 5年超……………年1.6%以内																				
融資期間	運転資金：10年以内 / 設備資金：10年以内（いずれも据置12か月以内を含みます）																				
保証人・担保	保証人は、個人事業主の場合は原則不要とし、法人の場合は代表者以外の連帯保証人を原則不要とします。担保は必要に応じて条件となることがあります。																				
保証料率（助成後）	当協会が保証料を0.1%割引（※） 横浜市が保証料を1/4助成（※） ※融資額5,000万円が上限																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.350</td> <td>1.2375</td> <td>1.0875</td> <td>0.9375</td> <td>0.7875</td> <td>0.6750</td> <td>0.5250</td> <td>0.3750</td> <td>0.2625</td> </tr> </tbody> </table> (%)	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	1.350	1.2375	1.0875	0.9375	0.7875	0.6750	0.5250	0.3750	0.2625
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
料率	1.350	1.2375	1.0875	0.9375	0.7875	0.6750	0.5250	0.3750	0.2625												
添付資料	資格申告書																				

（注1） 通常の保証限度額と別枠ですが、他のセーフティネット保証との合算となります。  
 （注2） 通常の保証限度額と別枠ですが、危機関連保証、セーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証（東日本大震災に係るもの）との合算で、無担保1億6,000万円以内、有担保4億円以内となります。  
 （注3） 特別小口保険の場合は「0.45%」。

（注1） 通常の保証限度額と別枠ですが、他のセーフティネット保証との合算となります。  
 （注2） 通常の保証限度額と別枠ですが、危機関連保証、セーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証（東日本大震災に係るもの）との合算で、無担保1億6,000万円以内、有担保4億円以内となります。  
 （注3） 特別小口保険の場合は「0.45%」。